

(写)

意 見 書

特別職の退職手当に関する意見について

平成26年12月15日

芦屋市特別職報酬等審議会

平成26年12月15日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市特別職報酬等審議会  
会長 岩田 弘 三

特別職の退職手当に関する意見について

平成26年10月24日付け芦総職第256号で特別職の報酬等の改定の諮問に併せて依頼のあった標記のことについて、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので意見を申し述べる。

記

1 改定すべき退職手当及び改定の時期

(1) 改定すべき退職手当

市長等特別職の給料月額に在職月数を乗じ、市長にあっては100分の43，副市長にあっては100分の26，教育長にあっては100分の18を乗じて得た額に改定することが適当である。

## (2) 改定の時期

市長の退職手当の支給率は、平成27年6月11日から、副市長の退職手当の支給率は、平成27年7月1日から、教育長の退職手当の支給率は、平成27年4月1日から改定することが適当である。

## 2 経過

市長等特別職の退職手当については、本審議会の答申事項ではないが、平成18年8月31日付けで総務省から通知のあった「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」の中で、「知事等特別職の退職手当については、任期月数を上回る結果となるような在職月数の算定方法の見直しや特別職報酬等審議会など第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるよう適切な見直しを行うこと。」との助言があり、本審議会に対して、特別職の報酬等についての諮問と併せて、市長から意見を求められたものである。

## 3 改定の考え方

市長等特別職の退職手当の改定についても、平成19年4月1日の改定以降、7年間据え置きのまま現在に至っている。前回の審議会では、平成14年10月1日から平成19年3月31日までの間に特別職が自主的に行ってきた支給率の削減措置（市長20％，助役<sup>※</sup>17％，収入役<sup>※</sup>15％）を本則規定とすることとし、市長の退職手当の支給率については、「100分の60」を「100分の48」に、助役<sup>※</sup>については「100分の35」を「100分の29」に、収入役<sup>※</sup>については「100分の27」を「100分の23」に改定することが適当であると決定された。

なお、教育長は諮問の対象ではなかったが、収入役と同じ削減率を適用し、「100分の23」を「100分の20」に改定している。

---

<sup>※</sup>地方自治法の改正により、平成19年3月31日で助役及び収入役制度は廃止された。  
助役は現在の副市長に改められ、収入役は現在一般職の会計管理者を置いている。

市長等特別職の退職手当は、任期ごとに給料月額に在職月数を乗じた額に一定の支給率を乗じて算出していること、現在の退職手当の支給額、阪神間各市の退職手当の支給額を確認し、論議を進めた。

今回の審議会において、前回の引下げ率を緩和することと併せて地域手当を廃止し市長等特別職の給料月額に含める旨の答申書を提出することから、その給料月額に現在の支給率を乗じた場合、大幅な増額になる。

そのため、委員からは、

- ・ 市長等特別職の給料月額については、その職責と責任の度合い等から引き上げる答申としたが、退職手当は、長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償的な要素が強く、4年間の特別職の職責等を考慮したとしても、増額後の額は高額と言わざるを得ない
- ・ 改定後の給料の額、在職月数、現在の支給率を用いて退職金を計算すると、阪神間各市の退職手当の額と比較してもかなりの高水準となる。地域手当の額を給料の額に含めた分は、支給率を見直すことで均衡を図るべきである。

などの意見が出され、論議を重ねた結果、市長の退職手当の支給率については「100分の48」を「100分の43」に、副市長については「100分の29」を「100分の26」に、教育長については「100分の20」を「100分の18」と改定することが適当であると決定した。

このことから、市長等特別職の退職手当の額は、市長にあっては2,189万9,040円、副市長にあっては1,104万4,800円、教育長にあっては632万4,480円となる。

#### 4 改定の実施時期

市長等特別職の退職手当の改定時期は、市長、副市長、教育長各々の任期満了日が近いことから、次期任期から改定することが適当であるとした。

芦屋市特別職報酬等審議会

会 長	喜 田 弘 三
副 会 長	内 山 忠 一
委 員	麻 木 邦 子
委 員	岩 尾 賢
委 員	新 谷 勝 彦
委 員	高 原 利 栄 子
委 員	津 川 雅 勇
委 員	夏 川 龍 也
委 員	西 畑 洋 子
委 員	船 橋 久 郎

参 考

区 分	改定すべき 退職手当の額	現 行 の 退職手当の額	増 減 額	※平成19年改定 前の退職手当の額
	円	円	円	円
市 長	21,899,040 (29.1%の引下げ)	19,261,440 (37.6%の引下げ)	2,637,600	30,873,600
副市長	11,044,800 (26.5%の引下げ)	10,078,080 (32.9%の引下げ)	966,720	15,019,200
教育長	6,324,480 (22.6%の引下げ)	5,894,400 (27.8%の引下げ)	430,080	8,169,600

※平成19年改定前の退職手当の額は、現行の退職手当の額に改定する前の条例本則の額。なお、改定すべき退職手当の額及び現行の退職手当の額の欄の括弧書きは、平成19年改定前の額の退職手当の額に対する引下げ率を記載している。